

## 揖斐川町観光ツアー補助金 Q&A

Q1：対象となる期間は？

A1：令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に催行した揖斐川町内への観光バスツアーが対象となります。

Q2：補助対象となるのは？

A2：揖斐川町内への観光バスツアー(参加人数10人以上)を実施した旅行業者等に対し、大型バス1台につき1日30,000円、中型バス1台につき1日15,000円、町内での食事代をツアー参加者1人につき1日1,000円、町内での宿泊代をツアー参加者1人につき1泊3,000円補助します。

Q3：1泊2日の観光ツアーを実施した場合の補助対象の考え方は？

A3：バス代は2日分、食事代は2日分(町内の飲食店等を利用した場合に限る。)、宿泊代は1泊分(町内の宿泊施設を利用した場合に限る。)が補助対象となります。

Q4：申請方法を教えてほしい。

A4：ツアー実施後、「交付申請書兼請求書(様式第1号)」に必要な書類(①旅行業法の規定により登録されていることがわかる書類の写し、②ツアー行程表、③補助対象であることが確認できる書類)を添付して、すみやかに揖斐川町役場商工観光課まで提出(郵送可)してください。

Q5：補助対象であることが確認できる書類とは？

A5：バス代であれば、大型バスまたは中型バスの台数や利用日等が明記されている書類(運送引受書、領収明細書、請求明細書等の写し)、食事代、宿泊代であれば、町内飲食店、町内宿泊施設の利用人数(ツアー参加者のみ)や利用日等が明記されている書類(領収明細書、請求明細書等の写し)です。また、ツアー参加者の実績人数が分かる書類(指定様式はありません)を添付してください。なお、バス代のみ申請される場合は、上記書類に加えツアー参加者が10人以上であることが確認できる書類が必要です。

Q6：申請は何回でも可能か？

A6：可能です。ただし、1事業者50万円を補助上限額としています。催行日が複数あるツアー商品は1回ごとでも、複数回まとめてでも申請可能です。なお、複数回まとめて申請する際は、催行日ごとに補助対象であることが確認できる書類(任意様式)を別途添付してください。

Q7：食事代は1人につき1日1,000円の補助があるとのことだが、1,000円未満の食事であっても対象となるのか？

A7：町内飲食店で食事をしていただければ、1,000円未満でも対象とします。補助額は領収金額から消費税相当額を差し引いた金額とします。

Q8：観光バスツアーで揖斐川町内での食事や宿泊を伴わなくても、揖斐川町内の施設等を訪問すれば、バス代の補助が受けられるのか？

A8：可能です。ただし、町内施設等の訪問が行程に含まれている(行程表に明記さ

れている) ことが条件となります。

Q9 : 期間前に終了することはあるのか？

A9 : 予算の状況によって期間前に終了する場合があります。なお、予算額が残り 2 割程度となった場合は、町ホームページで周知します。

Q10 : 催行期間が長いツアー商品を企画している。事後申請の場合、催行中に予算が無くなるのが考えられるが、枠取りはできないのか？

A10 : 揖斐川町には多くの観光資源があり、多くのツアー商品を企画していただきたいため、枠取りはできません。予算額が残り 2 割程度となった場合は、町ホームページで周知しますので、ツアー企画前に揖斐川町役場商工観光課までご連絡ください。

Q11 : 事後申請ということであるが、予算が上限に達した場合、補助が受けられないのか？

A11 : 予算が上限に達した場合、補助は受けられません。予算額が残り 2 割程度となった場合は、町ホームページで周知しますので、ツアー企画前に揖斐川町役場商工観光課までご連絡ください。

Q12 : 学校の行事で揖斐川町の施設を利用した場合は補助対象となるか？

A12 : 教育の一環としておこなわれる学校行事の場合は対象とはなりません。旅行会社が商品として売り出している場合は対象となります。

Q13 : 小型バスを使用した場合は補助対象となるか？

A13 : 小型バスについては中型バスと同等として扱い、1 日につき 15,000 円を補助します。

Q14 : 昨年度、補助の上限である 50 万円の交付を受けましたが、年度が変わった場合は再度申請できますか？

A14 : 年度が変われば、再度補助上限額まで申請することが可能です。